

IV-22

景観法活用に関する調査研究 ー東北地方の市町村を対象としてー

岩手大学 学生員○田村 麻帆

岩手大学 フェロー 安藤 昭

岩手大学 正会員 赤谷 隆一

岩手大学 正会員 南 正昭

1. はじめに

近年盛岡市においても盛南開発や盛岡駅西口開発に伴い、新しいビル・マンションの建設など、めまぐるしい発展を見せ、同時に町並みも大きく変化してきている。こうした中で、市民の町並み景観への関心もこれまで以上に高まってきている。盛岡市がこれまで育んできた市民が愛する景観を護りつつ、更なる景観の育成を図るには、どうすれば良いのか。本研究では、平成17年6月1日に施行された「景観法」の活用方法を検討するべく東北6県の市町村を対象に景観・景観法についてのアンケート調査を実施、各々の取り組みや意識の把握を目的とする。その上で今後の盛岡の更なる景観育成の参考としていきたい。

2. 景観法の概要

平成16年6月、「景観緑三法」が全会一致で成立、公布された。「景観緑三法」は、「景観法」、「景観法施行関係整備法」、「都市緑化保全法」の一部を改正の三つの法律から成る。その中の一つである「景観法」は、良好な景観を「国民共通の資産」として位置づけるのが国初の景観に関する総合的な法律である。これまで各自自治体が独自に設けてきた景観条例などの景観に関する規定に、基本理念や規制などの法的根拠を与えたもので、景観を整備・保全するための理念や、住民・事業者・行政の責務を明確化している。

3. 調査の概要

本調査は東北6県における市町村の行政に実施、郵送にて調査票の配布・回収を行った。合併などを考慮し、情報は平成7年以前のものを対象とした。集計は行政区分（市・町・村）ごとに行い、①～③で比較を試みた。

①6県全体

②北東北と南東北

③各県

表-1に、回収した調査票の数を市町村別に示す。

表-1 市町村別の調査票数

	市	町	村
全体	53	137	316
岩手	10	14	5
秋田	7	31	7
青森	7	24	13
北東北	24	69	25
福島	11	28	9
宮城	7	26	1
山形	11	16	1
南東北	29	68	11

4. 結果及び考察

(1) 景観マスタープランの策定

市町村の景観マスタープラン（景観形成基本方針、都市景観形成計画など）の有無を表-2に示す。

表-2 景観マスタープランの有無

青森	市	町	村
策定している	1 14.3%	6 25.0%	2 15.4%
策定していない	6 85.7%	18 75.0%	11 84.6%
秋田	市	町	村
策定している	1 14.3%	1 3.2%	0 0.0%
策定していない	6 85.7%	30 96.8%	7 100.0%
岩手	市	町	村
策定している	6 60.0%	3 21.4%	2 40.0%
策定していない	4 40.0%	11 78.6%	3 60.0%
山形	市	町	村
策定している	3 27.3%	1 6.3%	0 0.0%
策定していない	8 72.7%	15 93.8%	1 100.0%
宮城	市	町	村
策定している	1 14.3%	1 3.8%	0 0.0%
策定していない	6 85.7%	25 96.2%	1 100.0%
福島	市	町	村
策定している	5 45.5%	2 7.7%	0 0.0%
策定していない	6 54.5%	24 92.3%	9 100.0%

北東北	市	町	村
策定している	8 33.3%	10 14.5%	4 16.0%
策定していない	16 66.7%	59 85.5%	21 84.0%
南東北	市	町	村
策定している	9 31.0%	4 5.9%	0 0.0%
策定していない	20 69.0%	64 94.1%	11 100.0%

全体	市	町	村
策定している	17 32.1%	14 10.2%	4 11.1%
策定していない	36 67.9%	123 89.8%	32 88.9%

表-3 景観マスタープラン策定で変わったこと

全体	市	町	村
景観づくりに対する意識が高まった。	9	7	2
市民による景観づくりが盛んになった	0	0	0
景観に関する情報が得やすくなった	0	1	0
景観に配慮した公共事業が行われるようになった	4	1	1
その他	3	2	0

北東北と南東北で比較すると、市・町・村とも目立った策定割合の違いは無い。しかし、各県ごとに注目すると、山形、宮城、福島の南東北では同じく策定割合の明らかな違いが見られないのに対し、青森、秋田、岩手の北東北では岩手における市の策定割合が極めて高いことがわかる。これは、岩手県において平成6年から平成9年にかけて、全県で景観に関する基本方針を定める働きかけがあった事が影響していると思われる。しかし、策定していないと回答する市町村も多数見受けられる事から、この働きかけの現在までの引継ぎが成されていないということが危惧される。また、景観マスタープランを策定したことでの変化としては、「景観づくりに対する意識が高まった」「景観に配慮した公共事業が行われるようになった」が多く、「市民による景観づくりが盛んになった」が少ない事がわかる（表-3）。行政間のみでなく、市民の景観へ意識高揚が必要であることが伺える。

(2)景観法の認知度

景観法についてどの程度知っているかという問いに対しては、県全体で「よく知っている」「ある程度知っている」が市で88.6%、町で50.4%、村で33.4%と、行政区分ごとに明らかな差が見られた。更に村においては「あまり知らない」「全く知らない」が50.0%と半数を占めていた。また北東北と南東北で比較しても同様の傾向にあったが、市においては「よく知っている」「ある程度知っている」が北東北で75.0%、南東北で98.0%という結果になった。各県ごとの比較では、秋田で認知度が極めて低く、市町村共に「良く知っている」が0%という結果となった。

(3)景観法の関心度

景観法にどの程度関心があるかという問いに対しては、県全体で「非常に関心がある」「ある程度関心がある」が市で90.5%、町で54.0%、村で16%と、景観法の認知度と同様の傾向にあるが、それ以上に行政区分ごとに差が生じた。また、ここでは各県ごとの比較において福島と山形の関心度が極めて高い。「非常に関心がある」「ある程度関心がある」が福島・山形の順に、市で100%・85.7%、町で65.4%・50.0%、村で44.4%・100%という結果となった。これは、福島、山形、新潟の三県で行っている「三県景観フォーラム」(平成14年度～)という景観への取り組みが大きく影響しているものと思われる。

(4)景観法を用いて景観整備を進める予定及び景観行政になる意向

(2)において「良く知っている」と回答した市町村には、より詳しい問を設けた。景観法を用いて景観整備をする予定があるかという問に対しての全体の結果を表-4に示す。市においてはほとんどが予定ありという結果になり、景観法を用いて景観整備をする予定がある市町村は景観法に精通している傾向があることが分かる。予定がない理由としては「今までの景観条例で十分」「適応する箇所を検討中」「保存すべき対象がない」などが挙げられた。次に景観行政団体になる意向があるかという問に対しての全体の結果を示す。市、町においては申請中、もしくは意向ありがほとんどであり、景観整備を進めることを踏まえていることも影響し、非常に意欲的であるのが伺える。

表-4 景観法を用いて景観整備を進める予定

	市	町	村
全体	件	件	件
予定あり	13	4	0
予定なし	1	4	3

表-5 景観行政団体になる意向

	市	町	村
全体	件	件	件
申請中	4	0	0
意向あり	9	5	0
意向なし	0	4	4
分からない	0	1	1

(5)景観法を用いて景観整備を進める上での課題

景観法を用いて景観整備を進めるにあたり、その課題として考えられるものとその結果を表-6に示す。「住民の景観に対する意識が希薄である」が全体的に高いが、市に比べ、町・村では景観法について「知識のある人がいない」が高い傾向にある。住民の意識改革も含め、景観法の知識を持つ人材を

育てることが大きな課題といえる。その他としては、「住民との意見の調整」「個性を表現しつつ、住民や観光客が魅力を感じる景観のあり方の方向付け」「多岐に渡る関係各課との連携」などが挙げられた。

表-6 景観法を用いて景観整備を進める上での課題

	市	町	村
青森	件	件	件
景観法について知識のある人がいない	0	0	5
住民の景観に対する意識が希薄である	3	8	3
内容が不明瞭である	1	0	0
使い手(自治体)に対して高いスキルを必要とする	1	7	5
制度活用するための判断の情報が曖昧である	1	6	1
その他	1	4	2
秋田	件	件	件
景観法について知識のある人がいない	1	7	2
住民の景観に対する意識が希薄である	2	8	0
内容が不明瞭である	0	3	0
使い手(自治体)に対して高いスキルを必要とする	2	3	3
制度活用するための判断の情報が曖昧である	1	5	1
その他	0	2	0
岩手	件	件	件
景観法について知識のある人がいない	0	1	2
住民の景観に対する意識が希薄である	2	0	0
内容が不明瞭である	0	0	0
使い手(自治体)に対して高いスキルを必要とする	3	3	2
制度活用するための判断の情報が曖昧である	2	3	0
その他	2	3	0
山形	件	件	件
景観法について知識のある人がいない	0	1	0
住民の景観に対する意識が希薄である	3	8	0
内容が不明瞭である	0	1	0
使い手(自治体)に対して高いスキルを必要とする	2	6	0
制度活用するための判断の情報が曖昧である	3	3	0
その他	2	12	1
宮城	件	件	件
景観法について知識のある人がいない	0	6	1
住民の景観に対する意識が希薄である	2	6	0
内容が不明瞭である	0	4	0
使い手(自治体)に対して高いスキルを必要とする	2	3	0
制度活用するための判断の情報が曖昧である	1	3	0
その他	1	7	0
福島	件	件	件
景観法について知識のある人がいない	0	0	2
住民の景観に対する意識が希薄である	6	11	5
内容が不明瞭である	0	1	1
使い手(自治体)に対して高いスキルを必要とする	2	5	0
制度活用するための判断の情報が曖昧である	1	5	0
その他	2	1	0
北東北	件	件	件
景観法について知識のある人がいない	1	14	9
住民の景観に対する意識が希薄である	7	20	2
内容が不明瞭である	1	4	0
使い手(自治体)に対して高いスキルを必要とする	6	14	10
制度活用するための判断の情報が曖昧である	4	14	3
その他	3	6	2
南東北	件	件	件
景観法について知識のある人がいない	0	9	3
住民の景観に対する意識が希薄である	11	25	5
内容が不明瞭である	0	6	1
使い手(自治体)に対して高いスキルを必要とする	6	9	0
制度活用するための判断の情報が曖昧である	5	12	0
その他	5	7	1
全体	件	件	件
景観法について知識のある人がいない	1	19	12
住民の景観に対する意識が希薄である	18	45	7
内容が不明瞭である	1	9	1
使い手(自治体)に対して高いスキルを必要とする	12	23	10
制度活用するための判断の情報が曖昧である	9	23	3
その他	8	15	3

5. まとめ

以上のことから、景観、景観法に関する意識は市・町・村の行政区分で大きく違いがあることが判明した。全体を通して市、町、村の順に景観に対する意識が高く、具体策が挙げられているのは市がほとんどで、村に関しては認知度・関心度とも低い傾向にある。また、北東北・南東北の比較においては、大きな違いは見受けられないが、南東北のほうが若干景観に対する意識が高い傾向にあることが判明した。今後の課題としては景観法を幅広く活用するためにも、その内容を行政・住民が把握し、景観に対する意識を高めることが必要であると考えられる。